

ぶらり旅

北海道の三大温泉郷と許認可

会報・ホームページ委員 小森 和幸

私は、北海道の温泉が好きですが、各温泉の特徴も知りませんし、温泉に関する許認可なんて考えることもなく、ただただ温泉を楽しんでいました。

ところが、趣味の延長線上から、「温泉ソムリエ」の資格を取得した弁護士との会話がきっかけで、それぞれの温泉の歴史に興味を持ち、まずは北海道の三大温泉郷について調べてみました。

また、少しは行政書士らしく、温泉に関する許認可についても少しまとめてみました。

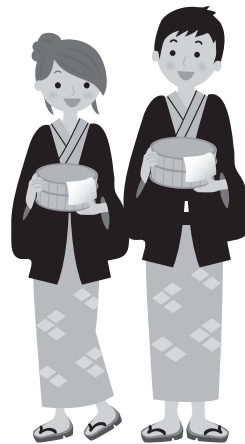
北海道の温泉

北海道内には温泉地が約250カ所もあり、温泉地数では全国トップです。

「大自然」、「美味しい料理」の他にも「温泉」は北海道の魅力の一つと言えるでしょう。

北海道の三大温泉郷と言われるのが、①登別温泉、②湯の川温泉、③定山溪温泉です。

この3カ所以外にも、素晴らしい温泉地は数多くありますが、この三大温泉郷を少しだけ紹介させていただきます。



登別温泉

北海道を代表する温泉地であり、泉源のある地獄谷や日和山は今でも活発に活動し、熱い水蒸気や火山ガスが激しく噴き出し、白濁したお湯がドクドクと脈打つ様は、まさに「生きている地球」と言われています。

登別の語源はアイヌ語の「ヌプルペツ=白く濁った川・色の濃い川」を意味すると言われています。

また、温泉街を流れる川もアイヌ語で「クスリサンペツ=薬湯そこを流って浜にでる川」の意味です。アイヌ語でクスリとは温泉のことを意味し、アイヌの人たちも大昔から温泉を薬湯として重宝していたようです。

1845(弘化2)年には、北海道の名付け親でもある松浦武四郎も登別温泉を訪れ、その魅力を綴っています。

その後、日露戦争の傷病兵の保養地に指定され、全国的に知られるようになり、旅館、土産店などが建ち並ぶ現在の温泉街の原形が形成されました。

9種類ものバラエティ豊かな泉質が魅力で、世界的にも珍しく「温泉のデパート」と呼ばれています。



登別 地獄谷



特別企画 バックナンバーはコチラ





湯の川温泉

350年余の歴史を誇る名湯として人々に親しまれている温泉です。

1653年(承応2年)、蝦夷地を統治していた松前藩主九代・高広(幼名 千勝丸)が難病にかかり、病は日に日に悪化していき、ある夜、母の清涼院は「松前城の東にある温泉に行けば、どんな病も治る」という夢を見ます。その温泉に千勝丸を湯治させると、まもなく全快。

箱館戦争時には、旧幕軍の榎本武揚が傷病兵を療養させ、榎本自身も入湯していたと言われています。

湯の川の語源は、アイヌ語の「ユ(湯)+ペツ(川)」からきているというのが定説です。

当初の温泉は湯量も少なく、温度も低かったので、広くは知られていませんでしたが、明治18年に石川藤助が100度以上毎分140リットルの温泉を掘り当て、明治19年に湯治場を開業以降、入浴客が増え、それに伴い、料理店・宿・商店などが建ち並び、湯の川は賑わい始めます。



松前城



定山溪温泉

美しい紅葉と良質な湯が人気であり、札幌の奥座敷と称される溪谷の温泉地です。

定山溪温泉街に湧き出ている温泉は、無色透明でまろやかな塩辛さが特徴のナトリウム塩化物泉(中性低張性高温泉)で、国内では最もポピュラーな泉質のひとつです。入浴すると、肌にこの塩分が付着し、汗の蒸発を防ぎ、体の芯からポカポカ温まります。

定山溪の歴史は古く、1866(慶応2)年修験僧・美泉定山がアイヌの人々の案内で泉源と出会った時に始まります。幾多の困難を乗り越え、温泉の礎を築いた定山の功績から、この地が「定山溪」と命名されました。定山没後も、恵まれた自然環境とその豊富で良質なお湯とともに街は発展し、開湯から130年にあたる1996(平成8)年には「健康保養地宣言」をしました。



定山溪



温泉に関わる許認可業務

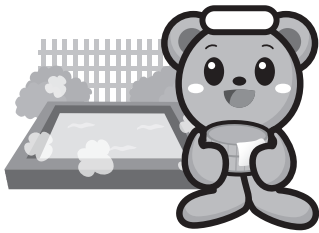
行政書士として温泉に関わる許認可業務に携わったことはありませんが、先輩行政書士のお話を聞き、なかなか大変な許認可があることを知りました。

新規温泉掘削から温泉利用までの許可には主に下記種類があります。



- (1) 温泉掘削許可…温泉を湧出させる目的で土地を掘削する許可
- (2) 温泉動力装置許可…温泉の湧出量を増加させるために動力（ポンプ等）を装置する許可
- (3) 温泉増掘許可…温泉の湧出路を増掘する許可
- (4) 温泉利用許可…温泉を公共の浴用または飲用に供する許可
- (5) 温泉採取許可…採取する温泉に含まれるメタン濃度が基準値を超える場合の許可
- (6) 旅館業営業許可…旅館業を営む許可
- (7) 飲食店業許可…上記旅館にて食事を提供する許可
- (8) 公衆浴場許可…公衆浴場（銭湯、サウナ、岩盤浴等）を開設する場合の許可

※温泉利用許可申請では、温泉分析書も必要となりますし、自然公園法の特別地域に該当する場合にはこちらの許可も必要となります。事例により必要な手続きが異なりますので、ご注意ください。



私は、癒しの温泉を求めて北海道内を旅行していましたが、温泉には様々な許認可手続きがあるのだと今回知ることができました。

今回記載しております温泉地だけではなく、洞爺湖や阿寒湖、層雲峡などの温泉地にも行っています。

昨年は新型コロナウイルスの影響で断念しましたが、北海道の温泉地を歴史や許認可などの様々な角度からもっと楽しみたいです。

そして、いつの日か自分が許認可手続きを行った温泉に入ってみたものです。